

令和4年5月4日

新型コロナウイルスワクチン保管期限を超過したワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施している市内の医療機関において、メーカーが定める保管期限を超過したワクチンを、4人～6人に誤って接種する事案が発生いたしました。被接種者の方々におわびいたしますとともに、今後、ワクチンの適正管理を徹底し、同様の事案が発生しないように再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

5月2日（月曜日）に、市内の医療機関にて保管期限を3日超過したファイザー社製ワクチンを誤って4人～6人に対して接種したものの。

2 経過

ファイザー社製ワクチンを冷蔵状態で保管する場合、保管期限は31日間とされているが、当該医療機関において、5月2日（月曜日）の接種終了後に使用済ワクチンを確認したところ、一部のワクチンが保管期限を超過していることに気付いた。そのため、5月2日（月曜日）に接種した16人のうち4人～6人に保管期限を超過したワクチンを接種していたことが判明した。

3 原因

当該医療機関の管理担当者がワクチンの保管期限の確認を怠ったため。

4 影響人数

5月2日（月曜日）に当該医療機関にて接種を受けた16人

5 今後の対応

対象の方々に対し、当該医療機関から電話で連絡しおわびを行うとともに、健康観察に加え、抗体検査を行う。

6 再発防止策

本市および登米市医師会において、ワクチンの適正管理について徹底を図る。

以上

〔問い合わせ〕

市民生活部新型コロナウイルスワクチン接種対策室

室長 佐々木美智恵

TEL : 0220-58-5557 (直通)